放課後児童クラブ運営指針の要点

1. 役割

児童福祉法第6条の3第2項に基づき、適切な遊び及び生活の場を与え、こどもの状況や 発達段階を踏まえた健全な育成を図る。

2. 育成支援の基本

- ・こどもが安心して過ごせる生活の場
- ・こどもが自ら危険を回避できる
- ・自主性、社会性、創造性の向上
- ・ 基本的な生活習慣の確立

3. 社会的責任

- ・こどもの人権に十分に配慮
- 人格の尊重
- ・こどもが意見を述べ、参加することを保障する

4. こどもの発達

- ①6歳~8歳(大人との関わりが多い)
 - ・遊びへの参加がその時の気分に大きく影響される
 - ・大人に見守られることで努力し、自信を深める
 - ・大人の評価に依存した時期
- ②9歳~10歳(大人に頼らず仲間遊び)
 - ・同年代の集団や仲間を好む
 - ・大人に頼らず活動しようとする
 - ・他者の視線や評価に敏感になる
- ③11歳~12歳(少人数で秘密の世界)
 - ・自らの得意不得意を知るようになる
 - ・大人から一層自立的になる
 - ・少人数で秘密の世界を共有する
 - ・友情が芽生える
 - ・個人的な関係を大切にする
 - ・身体的発育に対して心理的発育が伴わない

5. 配慮事項

- ①6歳~8歳
 - ・指導員が身近にいて、こどもが安心して頼ることができる
 - ・こどもの時間と場所に関する意識に目を届かせる
- ②9歳~10歳
 - ・こどもの意識や感情の変化を適切に捉える
 - ・大人に頼らず活動しようとする発達的特徴を理解
- ③11歳~12歳
 - ・大人からの自立、こども同士の個人的関係を理解
 - ・こども自身が主体的な遊び方や生活ができるように配慮

6. 育成支援の内容

- ・こどもが安心して過ごせるようにする
- ・放課後クラブに通うことの必要性をこどもが理解する
- ・来所時に、こどもが安心できるように迎えいれる
- ・生活時間のくぎりをつける
- ・放課後の時間を、こども自身が自己管理できる
- ・自発的に遊びをつくりだす
- ・学習活動を自主的に行える
- ・こどもの意見の尊重
- ・行事において、こどもの意見の反映、主体的な運営への関わり

7. 倫理

- ・人権の配慮と人格の尊重
- ・心身に有害な影響を与える行為の禁止
- ・差別的な扱いの禁止
- ・守秘義務の遵守
- プライバシーの保護
- ・信頼関係の構築
- 社会的責任と公共性の自覚